

情報提供

那医発第 104 号
令和 7 年 5 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療情報システム開発センター (MEDIS) が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

..... 記

沖 医 発 第 201 号

令和 7 年 5 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 比嘉 靖

(公印省略)

「医療情報システム開発センター (MEDIS) が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記の通知がありましたので、ご連絡致します。

本件は、「医療情報システム開発センター (MEDIS)」が提供するリモート署名サービスの有料化に対し、「医療機関の管理者が日本医師会 A①会員」であり、「本サービスへ申請が完了している医療機関」を対象に 2025 年度 1 年間に限り、補助を行う旨の案内となります。

なお、2026 年度以降は実施がない為、2026 年度中に当該サービスを継続利用するか、ローカル署名に切り替えるか等についてご検討いただきたいとのことです。

また、途中解約をご希望される場合には、MEDIS/FINDEX の運営するホームページから解約の手続きを行う必要があります、途中解約の手続きを行わなかった場合には、来年度以降は MEDIS/FINDEX より満額請求されますのでご留意頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「医療情報システム開発センター (MEDIS) が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足

(令和 7 年 5 月 8 日 日医発第 248 号 (情シ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 宮良

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 248 号（情シ）
令和 7 年 5 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
佐 原 博 之
（公 印 省 略）

「医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供する
リモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足

平素より本会会務運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 7 年 3 月 27 日付で発出した「医療情報システム開発センター
（MEDIS）が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対
応について」（日医発第 2199 号（情シ））について、よりわかり易くご説明いた
します。

本会からの補助の対象となった医療機関については MEDIS より以下の対応
が行われます。

診療所の実質負担額は 0 円となるため、MEDIS からの請求はありません。
病院については MEDIS から本会の補助額との差額分の請求があります。

補助対象となる医療機関（※）

- ・医療機関の管理者が本会 A①会員である
- ・2025 年 3 月末日までに MEDIS の申請フォーム画面から申し込みを行って、
完了している

※両方を満たした際に補助の対象となります。

補助対象の医療機関に対して本会から一律 11,000 円の補助を実施し、本会
から MEDIS に直接支払いをいたします。

【医療機関に対する補助概要】

医療機関規模	年間利用料 (税込)	補助額 (一律)	実質負担額 (税込)
診療所	11,000 円	11,000 円	0 円
病院（400 床未満）	55,000 円		44,000 円
病院（400 床以上）	110,000 円		99,000 円

ただし、本補助に関しては 2025 年度 1 年間に限り実施するものであり、2026 年度以降は実施いたしませんのでご注意ください。

もし、補助対象にも関わらず、実質負担額以上の請求が MEDIS よりされた場合には下記【本件についての問い合わせ先】へご連絡をお願いいたします。

現在、2025 年 5 月末に IC カードが入荷予定となっており、入荷次第順次、HPKI セカンド電子証明書の先行発行者へ医師資格証を発行して参ります。

なお、電子処方箋はリモート署名サービスを利用する方式の他に医師資格証を用いる方式（ローカル署名）でも発行可能です。

加えて、電子処方箋を発行していない医療機関にはリモート署名サービスは必要ありません。

これらを参考に 2026 年度までに当該サービスを継続利用するか、ローカル署名に切り替えるかなどについてご検討をいただき、リモート署名サービスの解約をご希望される場合は、MEDIS/FINDEX が運営する「HPKI セカンド電子証明書利用に関する情報」ホームページ（https://hp.hpki-cardless-signature.net/info_price.html）「6. 途中解約について」をご参照の上、お手続きください。

もし、途中解約手続きを行わない場合には、来年度以降は MEDIS/FINDEX より満額の請求がされますのでご注意ください。

なお、HPKI セカンド電子証明書を取得しただけの方や、本会が公開しているスマートフォン用アプリ「デジタル医師資格」だけをお使いの方など、MEDIS のリモート署名サービスを利用していない方は、利用料を請求されることはありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件についての問い合わせ先】

公益社団法人日本医師会 電子認証センター

メール：toiawase@jmaca.med.or.jp

電 話：03-3942-7050